

定 款

設立認可年月日 昭和 31 年 1 月 30 日

一般社団法人移行年月日 平成 25 年 4 月 1 日

一部改正 平成 27 年 6 月 29 日

一般社団法人 三重県畜産協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県畜産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を三重県津市に置く。

(目的・事業)

第3条 協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営の指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の家畜及び畜産物の価格安定対策並びに家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導等を行い、その他畜産振興の事業を推進し、国民生活に不可欠な食料の安定的供給の確保を目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 畜産業を営む者及びその組織する団体の経営及び技術の改善指導に関する事業
- (2) 畜産物の生産から消費に係る総合的な指導に関する事業
- (3) 畜産指導員の教育及び養成に関する事業
- (4) 肉用子牛の生産安定に係る生産者補給金に関する事業
- (5) 肉用牛経営の安定のための肥育牛に関する生産者積立金の積み立て及び肥育牛補てん金の交付に関する事業
- (6) 家畜及び畜産物の価格対策に関する事業
- (7) 家畜伝染性疾病の予防措置及び畜産物の検査並びに衛生指導に関する事業
- (8) 家畜防疫互助に関する事業
- (9) 畜産に関する調査及び研究に関する事業
- (10) 畜産の啓発及び情報提供に関する事業
- (11) 前各号に掲げる事業に関連する受託事業
- (12) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第4条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当するものであって協会の目的に賛同して入会した団体

- ア 乳用牛、肉用牛、豚、鶏その他の家畜を飼育している者が構成する団体
 - イ 農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、協会の区域の全部又は一部をその地区とするもの
 - ウ 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会であって、三重県内に従たる事務所を有するもの
 - エ 三重県農業協同組合中央会、三重県農業共済組合連合会、三重県信用農業協同組合連合会
 - オ 三重県
 - カ 三重県内の市町又は市町の組織する団体
 - キ 畜産の振興に寄与することを目的とする公益法人又はこれらに準じる団体
- (2) 準会員 協会の事業を賛助する目的で入会した団体

(入会)

- 第5条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 会員は、前条の入会申込書に係る記載内容に変更があった場合は遅滞なく、その内容を文書により会長理事に届け出なければならない。

(会費)

- 第6条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。ただし、協会の事業に関し密接な協力関係にある団体で会長理事が特に認め、総会が承認した正会員については、会費の納入を要しない。
- なお、既納の会費その他の拠出金品（預り出資金を除く）は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(任意退会)

- 第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。退会をもって一般法人法上の退社とする。

(除名)

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会の開催日の20日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 会員である団体が解散したとき。

(2) 会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 総会

(種別)

第11条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第13条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (5) 事業報告及び決算報告(貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金及び残余財産の処分
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び重要な事業の一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長理事が招集する。ただし、会員全員の同意がある場合、書面又は電磁的方法

による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 会長理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、開催日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知するものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。会長理事に事故あるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(書面表決等)

第20条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の開催日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 一般法人法の規定により総会に対し報告義務のある監事の意見又は発言の内容の概要

(4) 出席した理事、監事の氏名または名称

(5) 議長氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議長及び出席会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印をしなければならない。

第4章 役員等

(種類及び人数)

第22条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事6人以上10人以内

(2) 監事3人以内

2 理事のうち、1人を会長理事とする。

3 会長理事以外の理事のうち2人を副会長理事、1人を専務理事とする。

4 第2項の会長理事をもって一般法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(代表理事の選定)

第23条 会長理事、副会長理事及び専務理事は、理事会の決議により選定する。

(選任方法)

第24条 理事及び監事は、総会の決議において選任する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう。）又は所管する官庁の出身者の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。監事についても同じとする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業

務を執行し、副会長理事は、会長理事を補佐し、専務理事は、協会の業務を分担執行する。

- 3 会長理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づき、これを解任することができる。

- (1)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し報酬等の必要な事項は、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第30条 協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(顧問の職務)

第 31 条 顧問は、会長理事の諮問に応え、会長理事に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(理事会の設置)

第 32 条 協会に理事会を設置する。

(構成)

第 33 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事、専務理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、予算理事会及び決算理事会とし、毎年 1 回以上開催する。

3 臨時理事会については、2 項以外の理事会とする。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長理事が必要と認めたとき。
- (2) 会長理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により会長理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求

をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長理事が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長理事は、前条第4項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、第35条第4項第2号若しくは同条第4号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
- (2) 理事若しくは監事の請求により理事会を招集したときはその事由
- (3) 議事の経過の要領及びその成果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 一般法人法の規定により理事会への報告義務がある事項について理事会において述べられた意見又は発言内容の概要
- (6) 理事会に出席した者の氏名

(7)議長氏名

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金)

第42条 協会は、基金を引き受ける者の募集を行うことができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第43条 協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)財産目録に記載された財産

(2)財産から生ずる収入

(3)預り出資金から生ずる収入

(4)会費

(5)寄付金品

(6)国又は公共団体からの助成金又は補助金

(7)事業に伴う収入

(8)その他の収入

(財産の管理)

第44条 協会の財産は会長理事が管理し、その方法は理事会の決議により、会長理事が別に定める。

(事業年度)

第45条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 協会の事業計画及び収支予算は、次の書類を会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更をする場合は、この限りでない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第47条 会長理事は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、会計年度終了後60日以内に監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款並びに会員名簿を備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(経費の支弁)

第48条 協会の経費は、財産をもって支弁する。

(業務規程)

第49条 協会は、この定款に定めるほか、運営に必要な事項は、業務規程等に定める。

(長期借入金)

第50条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期資金を除き、あらかじめ総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 協会は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第54条 協会は、剰余金を分配することができない。

第9章 委員会

(委員会)

第55条 協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第56条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長理事が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第57条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑則

(特別の利益の禁止)

第59条 協会は、協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、協会の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(公告)

第 60 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この協会の最初の会長理事は、小川英雄とする。
- 3 一般法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。